

要約書次

- 一、工場用銀 場合、解社中より取扱ひをせしむ
- 一、工場中より日後、金控へ取扱ひをせしむ
- 一、中保に對し、株主より出資せしむ
- 一、工場用銀 出資の運用状況、後々何時、以前に於て
 希望の通り運用せしむ
- 一、北打解 折り小 二月七日北打解より解社
- 一、貸付金、一割減上
- 一、中保に對し、北打解より出資せしむ
- 一、貸付金 折中日後、50%取扱
- 一、解社中より取扱

①

同日中打解株主を北打解工場

所立地 府下南千住町一ノ五

方助者 二ノ二〇〇名(内廿二ハリツ名)

先か名 一〇名 同日北打解工場株主より

本日北打解

工場用銀に於て、北打解の管理をせしむ。二月廿七日、二名が解社に對し、二名が解社に對し、廿七日迄、北打解の管理をせしむ。北打解の管理をせしむ。

二月廿七日迄、北打解の管理をせしむ。

一、解社名、北打解の管理をせしむ。

一、高橋より、解社より取扱ひの自発的としてせしむ。

一、大塚より、阿部より、二名、三月七日迄、北打解の管理をせしむ。

一、北打解の管理をせしむ。